

スポーツ少年団感染防止対策チェックリスト (R4. 6. 16 改定)

鶴岡市スポーツ少年団本部作成

- スポーツ少年団の関係者（指導者、役員スタッフ、団員とその同居する家族）に感染者及び濃厚接触者が確認されていない場合や、感染者または濃厚接触者とその同居家族が感染可能期間（発症から2日前までまたは検体採取の日から2日前まで）に活動に参加していない場合、以下のチェックを全て満たした上で可能とします。

団体名

✓	感染防止対策責任者がチェックする項目	令和 年 月 日 ()
	1 参加者について 保護者等を参加させる場合には健康チェックを行い、連絡先を把握している。	
	2 検温について 活動前に、活動場所において参加者全員に検温を実施し、責任者が点検の上、発熱者(37℃以上)がいないことを確認している。また平熱より高い者がいる場合はその理由を確認している。 ※発熱者等がいる場合は帰宅させ、医療機関を受診させること。	
	3 健康観察について 活動前に、活動場所で参加者全員の健康観察を行い、風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化がある者がいないことを確認している。 特に、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも、咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある者がいないか確認を強化している。 ※軽度の体調変化を見逃さず、以上のような症状がある者は帰宅させ、医療機関を受診させること。	
	4 複数の参加者に症状がある場合 活動前に、複数の参加者に風邪症状等がみられる場合は、活動中止等の措置を取る。	
	5 参加者の家族について 参加者の家族に感染者、感染の疑いがある者、風邪症状等がみられる者がいないことを確認している。併せて家庭に対しても協力を依頼している。	
	6 マスク着用について プレー中以外はマスクを着用した活動とし、気温の上昇等により健康被害が懸念される場合等、マスクを外す際は、会話を控え、身体的距離を十分に確保し、換気を徹底している。	
	7 更衣室等の利用について 団員等に対し、やむを得ず更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用させる場合には、可能な限り換気するとともに、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差及び短時間の利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うよう指導している。	
	8 飲食について 団員等に、飲食(水分補給含む)をさせる場合は特に注意し、マスクを外して会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くことなどについて指導している。	
	9 活動終了後の速やかな解散について 活動前後の集団での飲食は控え、速やかに帰宅するよう指導している。	
	10 練習試合等の他団体等との交流について 参加団体同士で検温状況など本チェックリストに示す感染防止対策の実施状況をお互いにチェックしている。また、移動時(自家用車・バス等)も3密の回避、換気の励行といった基本的感染対策を徹底している。	